

開会宣告	議長	只今から第3回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第3回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第3番 小林 勝</p> <p>第4番 川村 登 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和2年8月27日～令和2年9月25日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	続きますして、日程第4議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について
		農地法第5条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、許可の可否について意見を求める。
		令和2年9月25日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号 1 説明
		字〇〇 地番全1筆 地目畑 民有地 合計面積470㎡ 5条転用
		図面番号1をご覧ください。
		こちらについては、別添資料のとおり、住宅の新築です。
		農地の区分は、第3種農地であり、農用地外です。
		計画の内容、資金等計画については問題がないものと思われます。
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
日程第5 その他	議 長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。
		なお、北海道農業会議への意見聴取については、平成28年3月3日付け、北海道農業会議第80回総会決定による、「農地法第4、5条に係る30a以下の農地転用に 関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」により、意見聴取の対象から除外できるものに該当するために行いませんので、申し添えます。
		続きますして、日程第5、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
	議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。
		それでは、本日の第3回農業委員会総会を閉じさせていただきます。 慎重なご審議ありがとうございました。